6001	振動ローラー	H650KS	0.67	t			関東鉄工㈱
6002	空気圧縮機	PDSG1400S－5C5	吐出量	39.7	m³／min	1.4	MPa 北越工業㈱
6003	発動発電機	SDG25LX－5B1	定格容量	25	kVA		北越工業㈱
6004	発動発電機	SDG25LAX－5B1	定格容量	25	kVA		北越工業㈱
6005	発動発電機	SDG45LX－5B2	定格容量	45	kVA		北越工業㈱
6006	発動発電機	SDG45LAX－5B2	定格容量	45	kVA		北越工業㈱
6007	発動発電機	SDG60LX－5B1	定格容量	60	kVA		北越工業㈱
6008	発動発電機	SDG60LAX－5B1	定格容量	60	kVA		北越工業㈱
6009	発動発電機	NES300TK	定格容量	300	kVA		日本車輌製造㈱

○国土交通省告示第二百六十四号

平成九年建設省告示第二千二百五号における別表（低振動型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低振動型建設機械）の建設機械を追加する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

別表（低振動型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元		申請社名
V－0028	パイプロハンマー	SR－60	最大起振力	767	kN 調和工業㈱

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田五九番から同町桜町字浦田一二番まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○東北地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

六号　いわき市久之浜町久之浜字後三松九番から同市久之浜町久之浜字中川原三四番一まで　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	
宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉四一番三から同町赤沼字浜田一三八番一まで	前	一一・〇一～三二・〇〇メートル	〇・八八八キロメートル
	後	一一・〇一～三二・〇〇メートル	〇・八八八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉四一番三から同町赤沼字中倉四八番三まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日